

# プライバシーマーク付与認定事業者が 5,000 社を超える

平成 18 年 9 月 15 日

財団法人 日本情報処理開発協会

プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク事務局

## 1. 概要

当協会は、平成 10 年 4 月からプライバシーマーク制度を運用しております。プライバシーマーク制度は、JIS Q 15001(\*1)に適合した個人情報保護のマネジメントシステムを構築して体制を整備し、個人情報保護の取扱いを適切に行っている事業者を第三者の立場で客観的に評価・認定して「プライバシーマーク」の付与を行う制度です。



平成 17 年 4 月から個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律：平成 15 年法律第 57 号）が全面的に施行され、個人情報取扱事業者に個人情報の保護が義務として課せられることになりました。

プライバシーマーク制度の基準としている JIS Q 15001 は、個人情報保護法と同等以上の保護水準を規定しており、また、個人情報保護法の関連法令にも適合することを求めています。したがって、プライバシーマークの認定を受けることは、個人情報保護法への対応が図られていることも意味します。認定を受けた事業者等は、事業活動のあらゆる場面にプライバシーマークを活用することによって、個人情報の取扱いが適正であることをアピールすることができ、取引先や消費者から大きな信頼を獲得することができます。

平成 18 年 8 月、新規のプライバシーマーク付与認定事業者の累計（以下、「認定事業者」という。）並びにプライバシーマーク使用許諾事業者数(\*2)が、それぞれ 5,000 社を超えました。

(\*1)事業者の個人情報の取扱いに関する指針をまとめた日本工業規格：「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」(JIS Q 15001:1999)/「個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(JIS Q 15001:2006)(平成 18 年 5 月 20 日改正)

(\*2)認定事業者の累計数から、更新辞退、合併等による併合、廃業、組織変更等によりプライバシーマークの使用を取りやめた事業者を除いたもので、当協会のホームページで公開している事業者数。

## 2. 認定の状況

### (1) 認定数の推移

平成 10 年 9 月に第一号を認定して以来、認定事業者は順調に増加してきました。平成 14 年度までは緩やかな増加でありましたが、個人情報保護法の公布（平成 15 年 5 月）を受けた平成 15 年度は前年を大きく

く上回る伸びを見せました。さらに、個人情報保護法の全面施行（平成 17 年 4 月）を意識した申請が平成 16 年度以降、急増状態が続いており、認定事業者数は平成 16 年度 553 件、平成 17 年度 2,395 件、平成 18 年度 1,680 件（8 月末現在）となっています（図 1）。

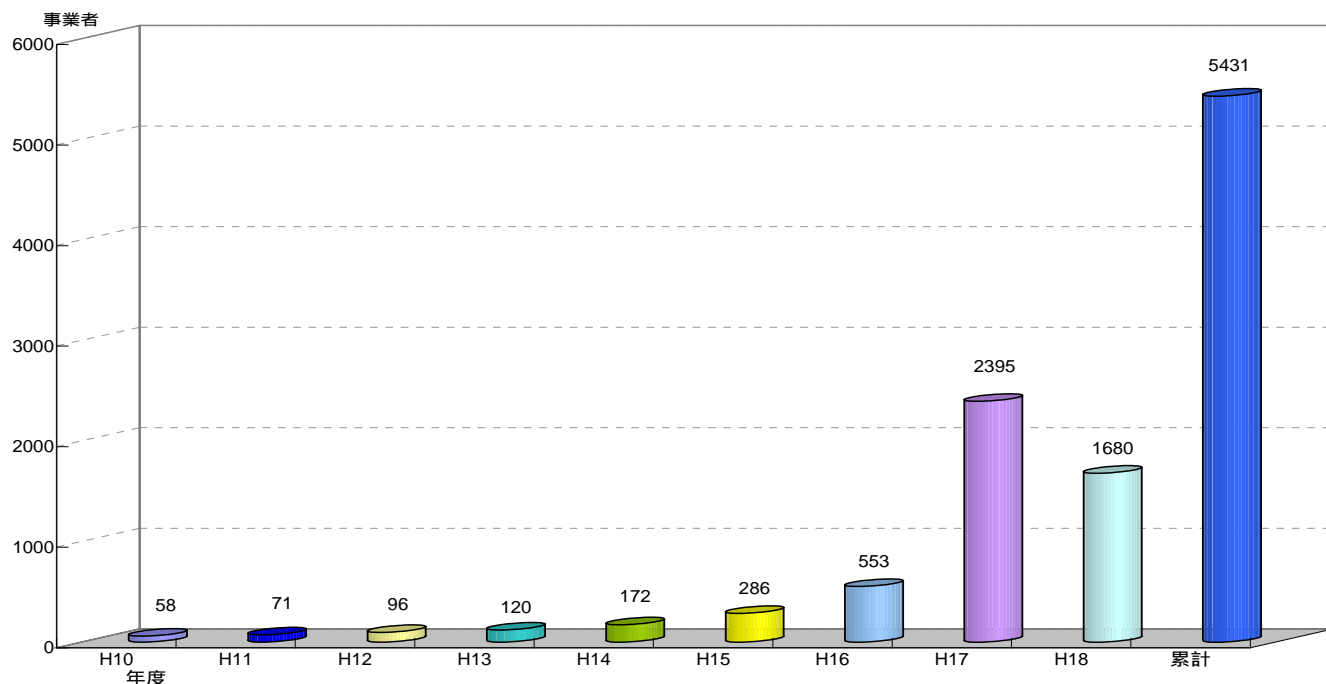


図 1 認定事業者数の推移【平成 10 年度～平成 18 年度（8 月末）】

## （ 2 ）業種別認定の推移

認定事業者を業種別（日本標準産業分類：平成 5 年版）で見ますと、プライバシーマーク制度が発足した平成 10 年度は中分類で 7 業種でしたが、その後、毎年度新たに 4～9 業種が増加した後、個人情報保護法の公布が行われた平成 15 年度以降は、二桁の新規業種が加わり、現在、中分類 68 業種（大分類 9 業種）に及んでいます。

認定事業者のうち、現在有効である「プライバシーマーク使用許諾事業者」の業種別認定状況を見ますと、大分類では、「サービス業」が 3,948 事業者で全体の 74.7%、次いで「製造業」（657 事業者、12.4%）、「卸売り・小売業、飲食業」（278 事業者、5.3%）となっています（図 2）。

中分類では、「情報サービス・調査業」が 2,287 事業者で全体の 43.3%、次に多いのが「印刷・出版・同関連産業」574 事業者（10.9%）であり、この 2 業種を合わせると 54.2%になります。次いで、「広告業」234 事業者（4.4%）、「専門サービス業」217 事業者（4.1%）となっています。なお、「その他の事業サービス」907 事業者の中では、「労働者派遣・民営職業紹介業」（156 事業者）と「メーリングサービス業等」（129 事業者）が多くなっています（図 3）。

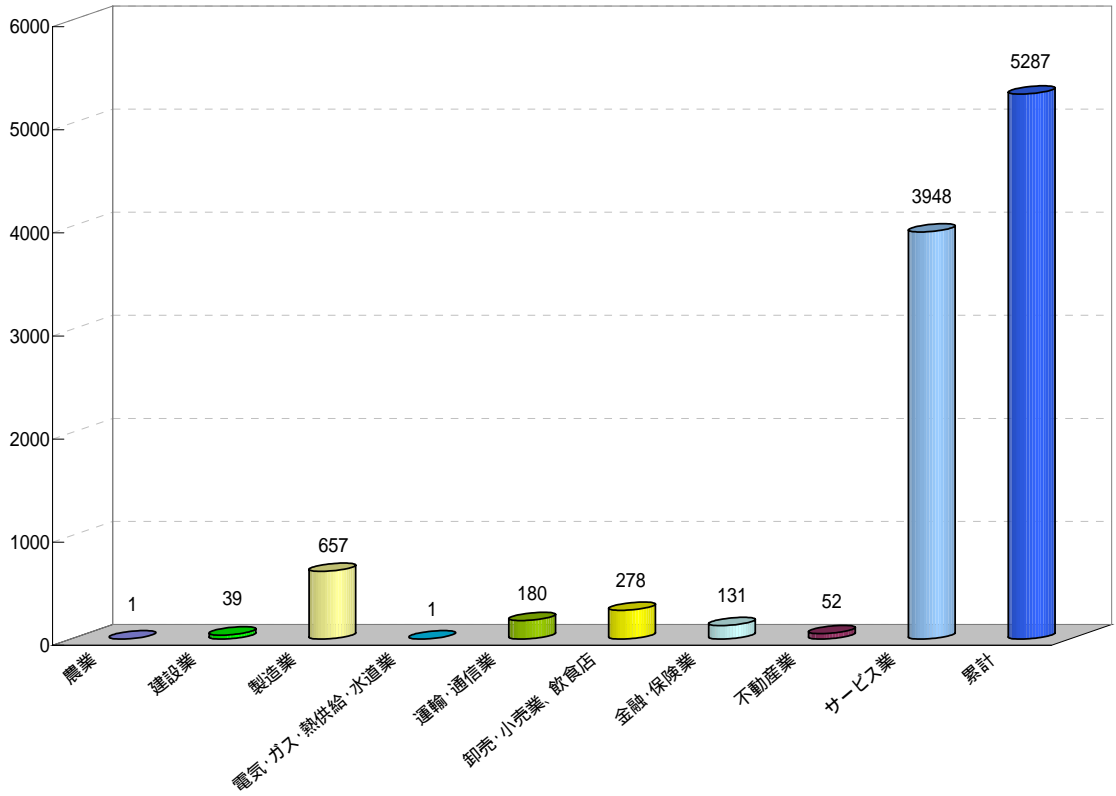


図2 業種別認定事業者数（大分類）【平成18年8月末】

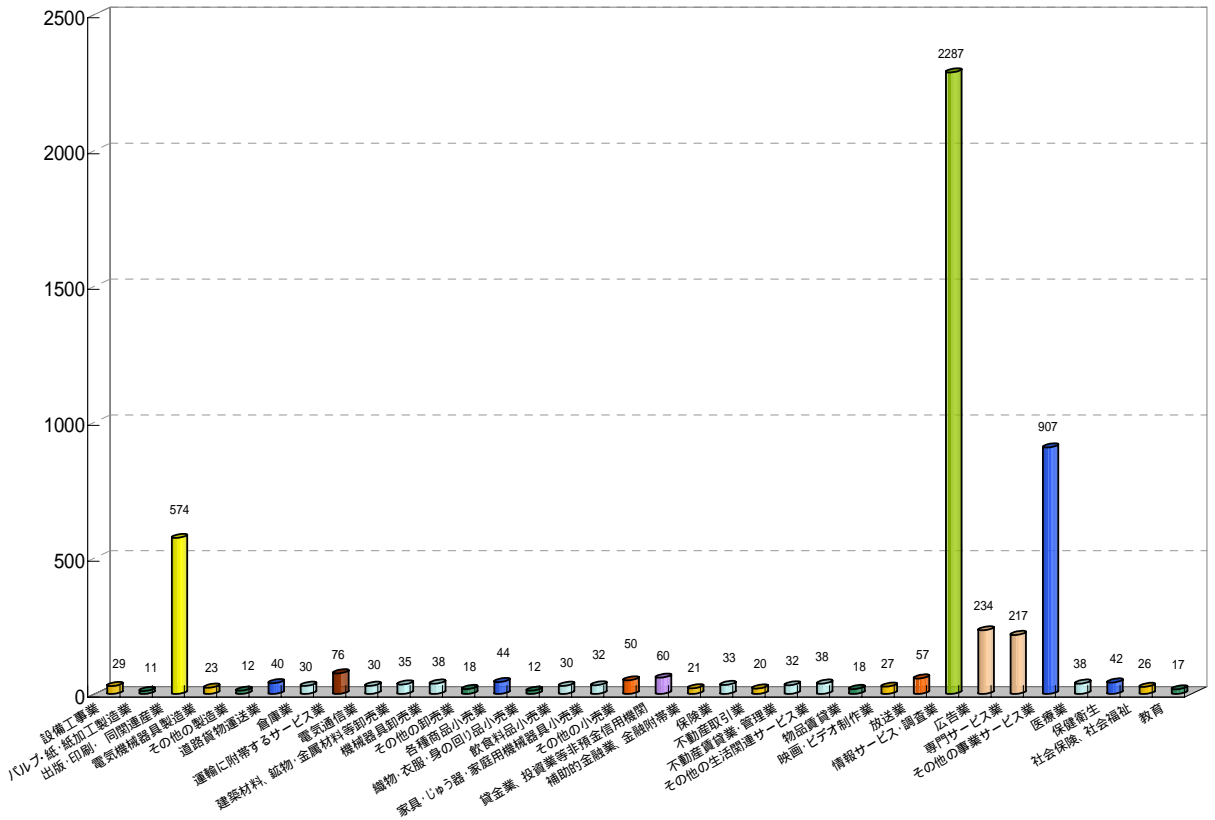
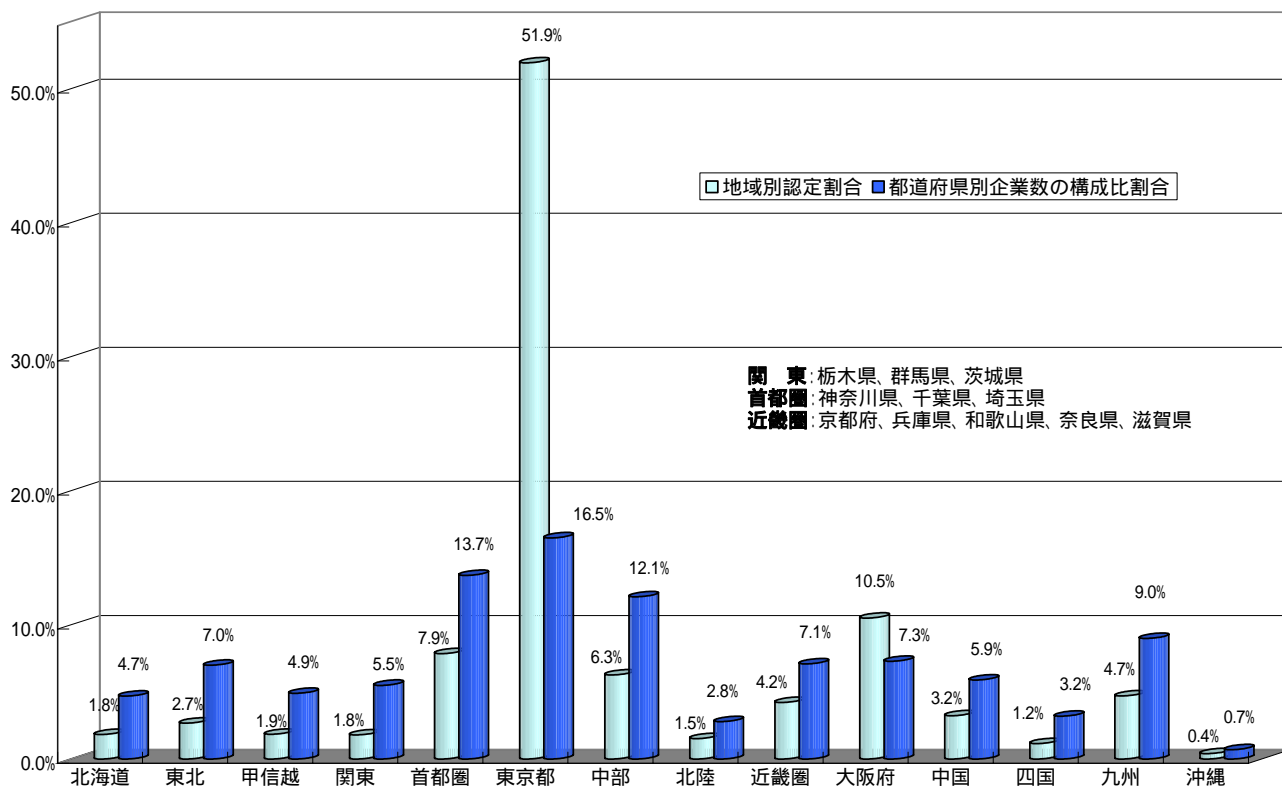


図3 業種別認定事業者数（中分類）【平成18年8月末】

( 3 ) 地域別認定の推移

地域的にも全国に展開する状況になっています。東京都の事業者が2,747事業者と群を抜いており、大阪府、首都圏、近畿圏と大都市に集中しています。もともと事業者が多いことから当然の結果といえますが、東京都と大阪府は、都道府県別企業数の構成比(\*3)による割合より、認定事業者の取得割合のほうが高いのも特徴といえます。現在、認定事業者ゼロの都道府県は無く、個人情報保護の取り組みが全国に着実に広がっています(図4)。

( \*3 ) 総務省統計局が平成 17 年 10 月 28 日に公表した「平成 16 年事業所・企業統計調査」における、「表 -6 都道府県別企業数」の中の「平成 16 年構成比(%)」のこと。



**図4 地域別認定割合と都道府県別企業数の構成比割合との比較【平成 18 年 8 月末】**  
 ( 都道府県別企業数の構成比割合は、総務省 H16 調査による )

\*\*\* 本件についての問い合わせ先 \*\*\*

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館内  
 財団法人 日本情報処理開発協会  
 プライバシーマーク推進センター プライバシーマーク事務局  
 pm-info@privacymark.jp